

海外若手研究員受入事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府立京都学・歴彩館（以下「歴彩館」という。）において、国際的に京都研究・日本研究を推進し、研究交流を行うとともにその成果を広く世界に発信するため、当該研究活動に従事する海外若手研究員（以下「研究員」という。）を受け入れる取扱に関する事項を定める。

(要件等)

第2条 研究員になることのできる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 歴彩館と「研究員候補者推薦及び受入に関する覚書」（様式第1号）を締結した研究機関からの推薦を受けた健康で優秀な研究者。
 - (2) 博士学位取得者又はそれに準じる者。
 - (3) 申請時において40歳未満の者。
 - (4) 日本語による研究活動が可能、かつ日本国籍以外の者。
- 2 研究員の人数は、毎年度予算等を勘案して決定する。

(申請)

第3条 研究員候補者を推薦する研究機関（以下「推薦機関」という。）は、研究員候補者が提出する次の各号に掲げる申請書類に推薦書（様式第2号）を添付し、歴彩館に送付（電子データで送付するとともに、原本を郵送）することとする。なお、申請のために提出された書類は、返還しない。

- (1) 研究員受入承認申請書（様式第3号）
- (2) 研究計画書（様式第4号）
- (3) 履歴書（様式第5号）
- (4) 学位取得証明又はそれに準じる書面
- (5) 写真（上半身無帽、最近3ヵ月以内撮影のもの、縦40mm×横30mm 2枚）
- (6) パスポート（写）
- (7) その他必要に応じ歴彩館が求める書類

(選考)

第4条 研究員は、歴彩館が設置する選考会議において選考を行う。

(決定及び通知)

第5条 歴彩館は前条に定める選考を経て受入の諾否を決定し、推薦機関及び本人に通知する。

(受入期間)

第6条 受入期間は、原則3ヵ月から1年を超えない範囲で、受入の都度決定するものとし、当該会計年度内とする。

(研究員の任務)

第7条 研究員は受入期間中、1回以上京都学講座若しくは府民向けセミナーの講師を務める（当該講座及びセミナーの使用言語は原則として日本語とする。）。また、研究に支障ない範囲で、歴彩館及び京都府立大学の事業に積極的に協力する。なお、期間終了時に研究実施報告書（様式第6号）を提出し、期間終了時又は期間終了後6ヵ月以内に研究成果論文（日本語又は英語）を歴彩館に提出（京都学・歴彩館紀要に投稿）するもの

とする。歴彩館は、研究員から提出された研究実施報告書及び研究成果論文の写しを推薦機関に送付する。

(資料の利用)

第8条 研究員は、資料の引用に当たって、必ず出典を明示し、必要に応じて所蔵者等の了解をとること。

(研究成果の公表)

第9条 本事業により得た研究成果を公表する場合は、歴彩館の受入事業による研究成果である旨を必ず明記すること。

(受入サポート教員)

第10条 歴彩館館長は、研究員の受入に当たっては、京都府立大学の協力を得て必要に応じて受入サポート教員を定めるものとする。

(障害・疾病・死亡に対する補償)

第11条 研究員の招聘受入・滞在中の障害、疾病、死亡等に対する補償は、研究員を被保険者として契約する保険の範囲内とし、保険料は府が負担する。

(支出経費)

第12条 府は、研究員の受入に要する経費を別紙に定める基準により、予算の範囲内で支出するものとする。

(遵守義務)

第13条 研究員は、歴彩館の諸規程を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第14条 歴彩館は、研究員が故意又は過失により歴彩館に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部について、賠償を求めることがある。

(受入取消)

第15条 第3条に規定する申請の内容に虚偽が発覚したとき、又は、研究員が歴彩館の研究及び運営に重大な支障を与えたときは、館長は受入の承認を取消することができる。

(施設等の利用)

第16条 研究員は、歴彩館及び京都府立大学に支障のない範囲で、研究活動に必要な歴彩館及び京都府立大学の施設、設備等を利用することができる。

(名称の付与)

第17条 研究員は、受入期間中、「京都府立京都学・歴彩館 京都学研究員」の名称を用いる。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年度事業から適用する。